

荒尾総合文化センター条例施行規則第10条（別表第2）

使用区分	減免率
1 荒尾市が行政目的のために主催する行事に使用するとき。	10割
2 国、県又は荒尾市を除く圏域内の地方公共団体が主催する行事で文化芸術、科学等の振興のために使用するとき。	3割
3 荒尾市が共催する行事で広く住民の文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	5割
4 荒尾市を除く圏域内の地方公共団体が共催する行事で広く住民の文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	3割
5 荒尾市が後援する行事で広く住民の文化、芸術、科学の振興のために使用するとき。	2.5割
6 荒尾市を除く圏域内の地方公共団体が後援する行事で広く住民の文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	1.5割
7 荒尾市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所が文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	5割
8 荒尾市を除く圏域内の学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第39条に規定する保育所が文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	3割
9 荒尾市内の公共的団体が主催する行事で住民の福祉増進のために使用するとき。	2割
10 荒尾市を除く圏域内の公共的団体が主催する行事で住民の福祉増進のために使用するとき。	1.2割

平成20年7月1日より施行。

備考

公共的団体とは、地方自治法第157条に該当する公共的団体をいう。

全部改正〔平成19年8月31日規則第31号〕